

「井原市都市計画マスタープラン（素案）」に対するパブリック・コメントの募集結果について

平成29年10月16日から平成29年11月15日までの間、「井原市都市計画マスタープラン（素案）」について、井原市パブリック・コメント手続により、ご意見を募集したところ、次の26件が寄せられました。

これらのご意見等に対する市の考え方を掲載しておりますのでご覧下さい。

貴重なご意見ありがとうございました。

ご意見に対する市の回答

●案件：井原市都市計画マスタープラン（素案）

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
1	2, 29, 33, 42, 85	第3部 全体構想 （本市が目指す都市づくり） 第1章 都市の将来像 3. 将来都市構造 （2）将来の都市構造形成の方針	コンパクトな都市の維持・推進を掲げているが、コンパクトな都市を目指すのであれば中心市街地に環状道路という位置づけの道路を設定しておくべき。	本マスタープランは、本市が行う都市計画の決定・変更する際の指針となるものです。 個別具体的内容につきましては、本マスタープランの基本方針に基づき、担当する部署で必要に応じて検討することとしております。
2	50, 51, 78, 85	第3部 全体構想 （本市が目指す都市づくり） 第2章 分野別の都市整備の方針 2. 都市施設の基本方針 （1）交通施設の基本方針 ②都市施設整備の方針	都市計画道路3.3.1号井原駅前通り線、3.5.3号昭和通り線、3.5.8号館跡境森線で構成される道路を内環状線とし、3.5.3号昭和通り線、3.5.5号表通り線、3.5.8号館跡境森線で構成される道路を中環状線とし、3.5.3号昭和通り線と都市計画道路に指定されていない部分の主要地方道笠岡井原線、市道日芳橋塚原線、昭和橋大正橋線で構成される道路を外環状線として位置づけ、環状道路を備えた中心市街地にした方がよい。	

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
3	16, 50, 51	第3部 全体構想 (本市が目指す都市づくり) 第2章 分野別の都市整備の方針 2. 都市施設の基本方針 (1) 交通施設の基本方針 ②都市施設整備の方針	<p>素案 50 ページに「必要に応じた都市計画道路の見直しの実施とありますが、近隣市町（笠岡市、福山市、高梁市、里庄町、浅口市）では、既に見直しを終えています。本市では平成 20 年 3 月市議会定例会で瀧本市長が曲水落諏訪線について、並行する県道が改良され、代替の道路が整備されたとして総延長 1,770 メートルのうち約 750 メートルの区間を廃止すると発言されているものの、素案の表では当該路線の改良済延長約 1,000 メートル、整備率 56.6 パーセントとなっており、見直しが行われた形跡が全く見られないというのは一体どうなっているのでしょうか。また瀧本市長就任後、県施行で行われた青木境森線の一部を構成する一般国道 313 号井原拡幅事業を除き、都市計画道路の整備が全く行われていないようですが、一体どうなっているのでしょうか。</p>	<p>本マスタープランは、本市が行う都市計画の決定・変更する際の指針となるものです。 個別具体的内容につきましては、本マスタープランの基本方針に基づき、担当する部署で必要に応じて検討することとしております。</p>
4		<p>曲水落諏訪線の未整備区間については、並行する一般県道美袋井原線のバイパスを都市計画道路に指定し、整備率 100.0 パーセントとする変更手続きを早急に行うべきです。曲水落諏訪線以外では、館跡境森線の未整備区間うちの雄神東南田線と境森青木線を結ぶ区間に並行する一般県道黒忠井原線の現道拡幅が県施行で行われているため、そちらを都市計画道路とする変更手続きを早急に行うべきです。また、改良済み延長および整備率が 0 の長期未着手路線となっている中町線と衾り木宮之元線については、経路見直しか、廃止かのどちらかの判断を早急に下し、経路見直しとする場合は新たな経路で早期整備を行うべきです。</p>		

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
5	16, 50, 51	第3部 全体構想 (本市が目指す都市づくり) 第2章 分野別の都市整備の方針 2. 都市施設の基本方針 (1) 交通施設の基本方針 ②都市施設整備の方針	都市計画道路井原駅前通り線と表通り線は市街地の環状道路としての機能と回遊性向上を担う路線として、都市計画道路昭和通り線(国道313号)との接続は井原市民病院前とする計画変更を今後検討したほうがよいのではないか。	本マスタープランは、本市が行う都市計画の決定・変更する際の指針となるものです。 個別具体的内容につきましては、本マスタープランの基本方針に基づき、担当する部署で必要に応じて検討することとしております。
6			道路に関して ・青木境森線の井原警察署東-井原大橋間の、早期着手、早期4車線化を。 ・昭和通り線、大溝1号線・2号線、出部線は完成から長年が経ち、現代の交通事情に合わなくなっているため再整備の検討を。 ・井原駅前通り線、表通り線の経路見直しと、中町線の計画廃止を行い、市民病院を発着点とする道路に都市計画変更を。 ・雄神南東田線のうち、西江原小学校以东の計画廃止を。 ・館跡境森線のうち、館跡-七日市間の計画廃止と、将来の井原鉄道高架の老朽化に伴う架け替えを見据え、上出部-下出部間の経路を井原線高架下とする都市計画変更を。 ・衾り木宮之元線の経路を改め、高屋駅前通り線または出部大江線に直結させる都市計画変更を。	

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
7	36, 43, 44, 45	<p>第3部 全体構想 (本市が目指す都市づくり)</p> <p>第1章 都市の将来像</p> <p>3. 将来都市構造 (2) 将来の都市構造形成の方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ■軸と拠点 ■将来の都市構造図 	<p>稲倉産業団地の建設が決定したというのに、素案には稲倉産業団地についての記述がどこにもありません。決定以前に作成された内容となっているため、稲倉産業団地についての記述を加筆しておくべきです。また、稲倉産業団地の件ですが、計画では県道笠岡井原線からの進入道路を整備することになっているとのことではありますが、二車線歩道付きで予定されている進入道路を稲倉産業団地のためだけの道路とせず、県道上稲木東江原線まで延伸して整備することとし、通り抜けられる構造にしてほしいです。</p> <p>朝夕のラッシュ時に県道笠岡井原線と県道上稲木東江原線が交わる岩倉町宮ノ端交差点では、混雑が起きていて、混雑を避けるために笠岡方面から上稲木方面へ向かう車や、上稲木方面から笠岡方面へ向かう車が稲倉産業団地予定地の南西にある市道(多賀建設の前の通り)を抜け道として利用しています。この市道は二車線化されていない上、民家の脇を通るため、交通安全上の観点で通過車両を入れさせないようにすることが求められます。市道に通過車両を入れさせないためにも稲倉産業団地の進入道路は、県道上稲木東江原線まで延伸して整備する計画とするよう願います。</p>	<p>稲倉産業団地の記述については、建設が決定しましたので、位置がわかるよう図示します。</p> <p>産業団地につながる道路を県道上稲木東江原線まで延伸するかについては、担当部署で検討することとしております。</p>
8			<p>稲倉産業団地(仮称)のことが触れられていない。これでは時代を反映していないマスタープランになってしまうため、稲倉産業団地(仮称)について入れたほうがよいのではないかと。</p>	

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
9	44, 63	<p>第3部 全体構想 (本市が目指す都市づくり)</p> <p>第1章 都市の将来像</p> <p>3. 将来都市構造 (2) 将来の都市構造形成の方針</p> <p>■軸と拠点 ■将来の都市構造図</p>	<p>44 ページの将来の都市構造図と、63 ページの芳井地域の都市づくり方針図に、コミュニティ拠点として「三原」が市街地も各種施設も何もない場所に記されているが、新たに建設するのか。何もない場所をコミュニティ拠点とせず、東三原と高梁市川上町高山市に跨って古くから市街地を形成している高山市をコミュニティ拠点と位置付けるとともに、高梁市と連携したコミュニティ拠点とする文言を盛り込むこと。</p>	<p>コミュニティ拠点は、地域で一番人口が多く、人々の集まりやすいところを設定しており、芳井町三原については、実態にあわせ、本マスタープランの示すとおりとします。</p>
10	33, 43, 44, 59, 61	<p>第4部 地域別構想 (各地域における都市づくりの方針)</p> <p>第2章 地域別方針</p> <p>1. 芳井地域</p>	<p>59 ページの主要施設位置図に地域資源として「鳴滝溪」、「仙骨溪・蛇の穴」、「旧東城往来高山市の町並み」、地場産業関連施設として「明治ごんぼう村」の記載がない。これらについても記載すること。</p>	<p>市内には、さまざまな地域資源がありますが、本マスタープランで地域資源として記載しているのは、国や県の名勝として指定されている3箇所(鬼ヶ嶽、天神峡、道祖溪)を掲載していません。</p> <p>「ごんぼう村」については、『「明治ごんぼう村」を中心とした農産物の生産拠点の維持とする』として62 ページに記載しております。</p>
11	50, 61, 62		<p>62 ページに集落を結ぶ幅員の狭い生活道路の改良整備が盛り込まれているが、長年改良整備と言いながら改良されない道路ばかり。改良整備にこだわらず待避所を設置して早期改善につなげていくことも盛り込むこと。</p>	<p>このたびのマスタープランは、都市計画に関する事業を対象としております。</p> <p>待避所の整備など個別具体の事業につきましては、担当部署で検討することとしております。</p>

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
12	31, 36	第2部 井原市を取り巻く状況 第3章 都市づくりにおける課題 2. 暮らしやすい都市づくり 4. 安心・安全な都市づくり	防災に関して ・芳井断層を抱える市でありながら、芳井断層のことにふれないのは問題では。芳井断層の位置図とその対応策について書き足したほうがよい。	芳井断層の位置図や対応策については、関連の計画（井原市地域防災計画）で対応しております。
13	43, 44	第3部 全体構想 （本市が目指す都市づくり） 第1章 都市の将来像 3. 将来都市構造 （2）将来の都市構造形成の方針 ■軸と拠点 ■将来の都市構造図	広域連携軸について 主要地方道笠岡美星線が広域連携軸となっておりますが美星町明治地内では1.5車線での整備が行われており、2車線化の見込みのない道路を広域連携軸とするのはおかしくありませんか。また西部総合開発基幹道路や矢掛町では広域連携軸に位置付けられている主要地方道倉敷成羽線が広域連携軸となっていないというもおかしくありませんか。	市内には主要地方道でも立地条件等から2車線化が困難な道路がありますが、都市の骨格を形成するとともに、近接都市との広域的な連携を支える軸を広域連携軸として定義しています。このようなことから、国道や井原鉄道井原線や市内を走る主要地方道を広域連携軸として定義し加筆修正します。

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
14	43, 44	第3部 全体構想 (本市が目指す都市づくり) 第1章 都市の将来像 3. 将来都市構造 (2) 将来の都市構造形成の方針 ■軸と拠点 ■将来の都市構造図	地域連携軸について 一般県道美袋井原線と市道志村百町線で西江原と美星を結ぶ地域連携軸となっていますが、一般県道宇戸谷高梁線も入れて井原と高梁を美星経由で結ぶ広域連携軸に格上げできませんか。また地域連携軸は稲倉と荏原を結ぶ一般県道上稲木東江原線がふさわしいというのに、地域連携軸となっていないのはおかしくありませんか。	広域連携軸は国道や井原鉄道井原線、市内を走る主要地方道としていますので、ご指摘の一般県道宇戸谷高梁線を広域連携軸とすることについては、一般県道であるため行いません。 また地域連携軸は、都市拠点と生活拠点を結ぶ路線としていますので、上稲木町と東江原町を結ぶ一般県道上稲木東江原線や一般県道七曲井原線と市道石谷大仏線等は、各コミュニティ拠点を結ぶ路線であるため、地域連携軸に該当しません。
15			高屋町と芳井町の連絡を担う県道七曲井原線と市道石谷大仏線、追崎上野線、追崎線等で構成される道路を地域連携軸として新たに位置づけ、整備の促進を図ることを今後検討したほうがよいのではないかと。	

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
16	16, 51	<p>第3部 全体構想 (本市が目指す都市づくり)</p> <p>第2章 分野別の都市整備の方針</p> <p>2. 都市施設の基本方針</p> <p>(1) 交通施設の基本方針</p> <p>②都市施設整備の方針</p> <p>■都市計画道路の整備状況</p> <p>■都市計画道路の計画図</p>	<p>都市計画道路の計画図について今後の路線見直しのためにも改良区間と未開通区間がわかるものにしたほうがよいのではないか。</p>	<p>都市計画図の進捗状況がわかる図については本マスタープランでは、地図が小さくなり、詳細な図が描けないため、ご希望の方には担当部署で詳細な図をお示しすることとしております。</p>
17	43, 44	<p>第3部 全体構想 (本市が目指す都市づくり)</p> <p>第1章 都市の将来像</p> <p>3. 将来都市構造</p> <p>(2) 将来の都市構造形成の方針</p> <p>■軸と拠点</p> <p>■将来の都市構造図</p>	<p>生活拠点について</p> <p>旧井原市や旧芳井町の生活拠点名は通称地名が用いられているというのに、旧美星町だけ正式地名を用いるのですか。旧芳井町の「明治」と旧美星町の「明治」と市内に2つも「明治」という生活拠点名があることで問題が生じませんか。旧美星町の「明治」は「黒萩」に名称変更した方がよいのではないのでしょうか。</p> <p>また旧美星町の「黒忠」も美星町黒忠だけでなく美星町星田および芳井町花滝の一部にとっても生活拠点ですので「八日市」に名称変更にした方がよいのではないのでしょうか。</p>	<p>生活拠点は芳井支所、美星支所周辺と位置付けております。</p> <p>またコミュニティ拠点は、小学校区単位の範囲を基本としており、芳井町、美星町についても、範囲と名称も旧小学校単位を基本として用いております。</p> <p>「明治」の名称につきましては、芳井町、美星町とも以前から使用されている地区名であり、必要に応じて「芳井」、「美星」をつけることで、問題はないとしております。</p>
18			<p>コミュニティ拠点の明治が市内に2カ所もあり紛らわしいため、名称を種と黒萩にするか、どちらか一方の名称を改めるかしたほうがよいのではないかと。</p>	

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
19	2, 3, 33, 74	第2部 井原市を取り巻く環境 第1章 井原市の現況 1. 位置、地勢	74ページには高屋川という言葉が出てくるものの、2ページから3ページと33ページでは高屋川が省かれている。小田川と高屋川は用水路で繋がっているとはいえ、高梁川水系と芦田川水系という異なる河川流域により一つの市街地が形成されていることから高屋川を省かないで頂きたい。	高屋川も市内を流れる河川ではありますが、74ページの場合は、井原中部地域に焦点を当てた際の表現でありませす。2ページから3ページおよび33ページの井原市全体を紹介する場合は、従来から使用しております小田川を中心とした現在の表現にすることとしております。
20	58, 80~84	第4部 地域別構想 (各地域における都市づくりの方針) 第1章 地域区分の設定	大江町は井原南部地域として扱われているが、他の井原南部地域とは山で隔てられているため、平地で繋がっている井原中部地域として扱ったほうがよいのではないかと。	平野部の大半を用途地域に指定している地域を井原中部地域としている一方で、優良な農地が広がる地域を井原南部地域としています。地域区分は、小学校区単位としており、大江町の南部や東部の大半を優良な農地が占めていることから南部地域としています。
21	46, 48	第3部 全体構想 (本市が目指す都市づくり) 第2章 分野別の都市整備の方針 1. 土地利用の基本方針 ②土地利用区分及び配置方針 1) 都市的土地利用ゾーン	国道313号のうち都市計画道路青木境森線に指定されている区間の沿道は商業店舗が建ち並び、今後も増えていくと思われるため、商業地域への編入を今後検討したほうがよいのではないかと。	本マスタープランでは、既存の用途地域の見直しと、指定していない地域における追加指定について適切な運用に努めるとしております。このため、個別具体的内容につきましては、本マスタープランの基本方針に基づき、担当する部署で必要に応じて検討することとしております。

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
22	48	第3部 全体構想 (本市が目指す都市づくり) 第2章 分野別の都市整備の方針 1. 土地利用の基本方針 ③土地利用規制の方針	芳井町のうちの梶江、築瀬、与井、吉井で構成される地域は、井原都市計画区域と平地で繋がっており、定住促進のために都市計画区域への編入を今後検討したほうがよいのではないか。	本マスタープランでは、芳井地域・美星地域についても、開発動向を踏まえつつ都市計画区域への編入を検討・提案していくとしております。 このため、個別具体的内容につきましては、本マスタープランの基本方針に基づき、担当する部署で必要に応じて検討することとしております。
23	57	第3部 全体構想 (本市が目指す都市づくり) 第2章 分野別の都市整備の方針 5. 都市防災の整備の基本方針	防災に関して危機感がないのか緊急輸送道路のことが触れられていない。緊急輸送道路に指定されている道路をマスタープランの中に示して、整備強化と沿道の建築物耐震性強化の推進について入れたほうがよいのではないか。	緊急輸送路については、関連の計画(井原市地域防災計画)で対応しております。本マスタープランでは、災害に強い都市基盤整備の推進にあたり、沿道に限らず、建築物の耐震診断・耐震化の促進などについて記載しております。
24	記載なし		道路に関して ・側溝の蓋かけや待避所の整備といった取り組みやすいことも書き足したほうがよい。	本マスタープランは、都市計画に関する事業を対象としております。側溝や蓋かけ、待避所の整備など個別具体の事業につきましては担当部署で検討していくこととしております。
25	記載なし		歴史的なまち並みが遺る高屋、高山市(東三原)、八日市(黒忠、星田、花滝)の保全のことが触れられていない。歴史的なまち並み拠点と位置づけて保全したほうがよいのではないか。	当該地区は歴史的な建築物があるものの、個々の生活に基づいたデザインの建物も多いため、本マスタープランでは、現時点において、歴史的なまち並みが遺る拠点として位置付けてはおりません。

No.	ページ	項目	ご意見の概要	市の考え方
26	記載なし		<p>都市計画道路昭和通り線（国道 313 号）は沿道に井原市民病院があり、渋滞時に救急車の通行がスムーズに行えていないことや、車両の大型化で大型トレーラーが井原小学校の前のカーブにおいてセンターラインをはみ出しながら通行するという状況が生じているため、幅員 12 メートルを 18 メートルに計画変更するとともに再整備を今後検討したほうがよいのではないかとご意見をいただきました。</p>	<p>都市計画道路昭和通り線は、都市計画道路として整備が完了し、井原市では現行で妥当としております。なお昭和 45 年に国道 313 号として県に移管しておりますので、このたびのご要望につきましては、要望として承り、管理を担当している県へお伝えいたします。</p>